

大豊町
障がい者計画
第6期障害福祉計画
第2期障がい児福祉計画

(令和3年～令和5年度)

令和3年3月

大 豊 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の概要・期間	5
第3節	計画の策定体制	6
第4節	計画の対象者	7
第5節	れいほく地区障害者自立支援協議会	8
第6節	圏域でのサービス基盤整備	10
第7節	計画の推進・評価体制	11
第8節	情報提供・啓発	12

第2章 障害のある人と福祉施策の現状

第1節	障害のある人の現状	14
第2節	障害のある人の保健・福祉施策の現状	19

第3章 計画の理念 28

第4章 障がい者計画

第1節	基本目標	32
第2節	基本方針に対する目標と施策	33

第5章 障害福祉計画

第1節	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	40
第2節	令和5年度の数値目標	41
第3節	個別サービスの見込量と確保のための施策	48

第6章 障がい児福祉計画

第1節	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方……………	7 4
第2節	令和5年度の数値目標……………	7 5
第3節	個別サービスの見込量と確保のための施策……………	7 8

第7章 障害のある人の保健・福祉に関する行政等の体制 …… 8 1

「障害者」を「障がい者」と表記しています

「障害者」の「害」の漢字には、否定的な意味もあり、不快に感じる
ことがあると考えられるため、本計画では「障がい者」と表記しています。

ただし、法律用語や固有名詞等についてはそのままとしています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

大豊町では、令和6年度を目標年度に「第8次大豊町総合計画ゆとりすとカントリーおおとよ」を策定し、この計画に基づいて様々な施策を展開しています。福祉、健康分野の基本戦略として「生活の安全、安心、快適を目指して」とし、障がい福祉については「相談支援の充実」「地域生活の充実」「自立の促進」「社会参加の推進」と施策大綱を定めています。また、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進していくための計画として、「大豊町地域福祉計画」を策定し、取組を進めています。

「障がい者計画」はこれらの個別計画として位置付けられており、障害者基本法第11条※¹に基づく「市町村障害者計画」として、本町の障害者施策の基本方針を示しています。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条※²に基づき、障害のある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものとされています。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20※³に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画として定めるものとされています。

このたび、現行の「障がい者計画」、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が最終年度を迎えたことから、障害のある人の環境の変化を踏まえつつ、これまで別に制定していた計画を一体的に定める「大豊町障がい者計画・第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するものです。

※1 障害者基本法第11条

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

《第4項以下略》

※2 障害者総合支援法第88条

(市町村障害者福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

《第3項以下略》

障害者総合支援法

正式名称：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※3 児童福祉法第33条の20

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

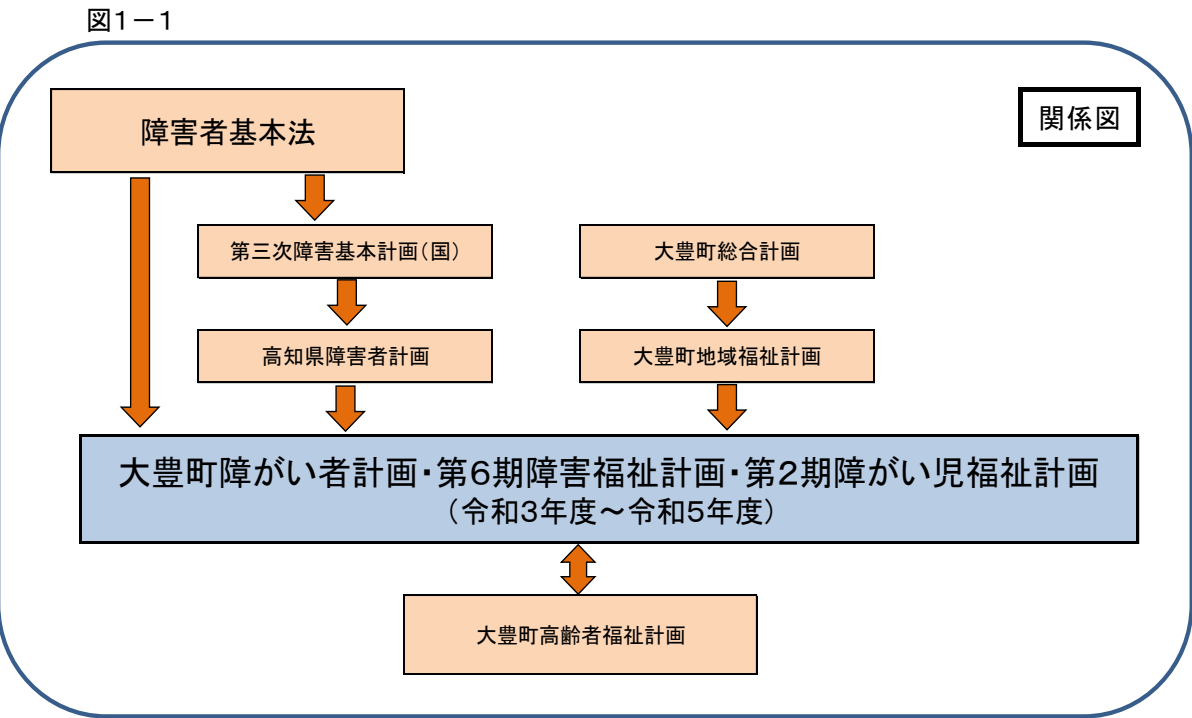
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

第2節 計画の概要・期間

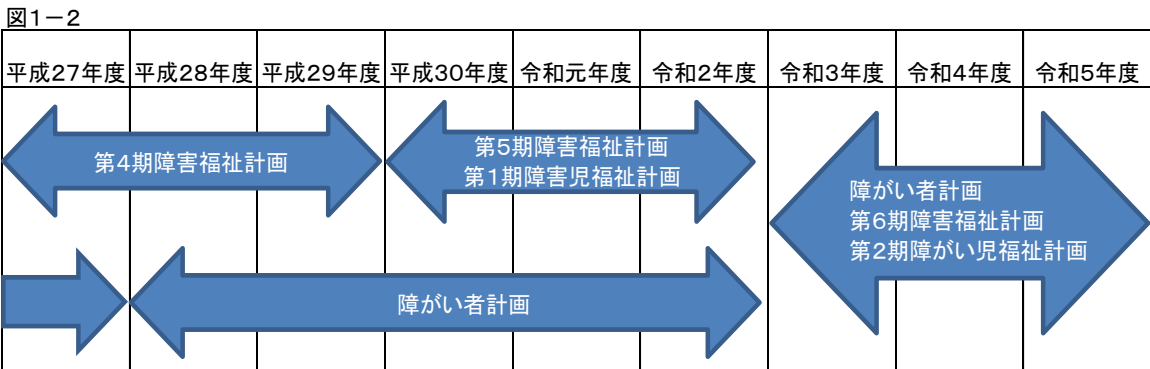
【計画の概要】

「第8次大豊町総合計画」、「大豊町地域福祉計画」との整合を図り、本計画を推進します。



【計画の期間】

計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
社会情勢の変化等に応じ、随時見直しを行います。



第3節 計画の策定体制

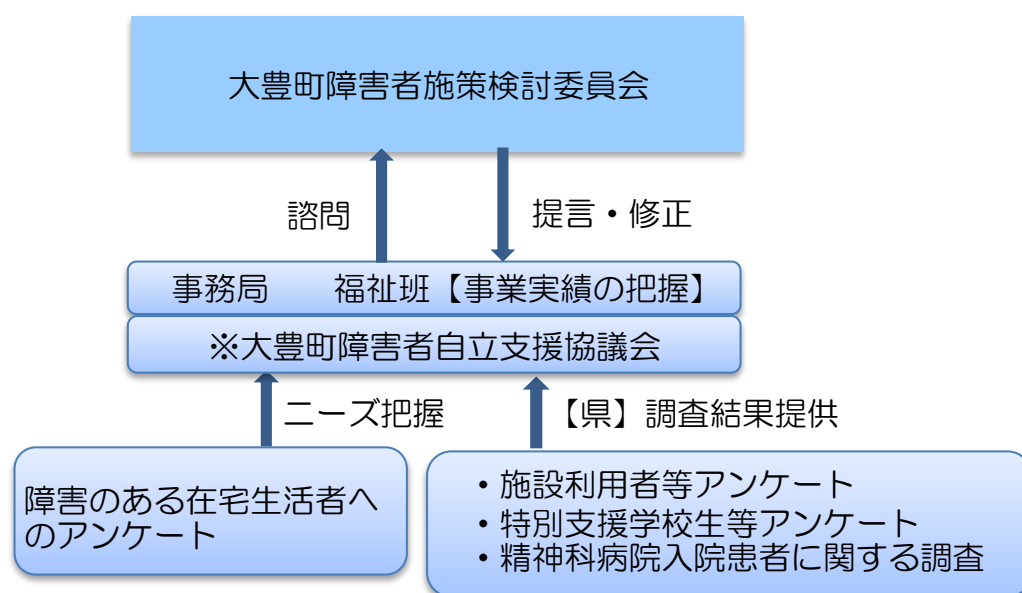
本計画の策定にあたっては、障害のある人を対象としたニーズ調査（アンケート調査）を実施するとともに、「大豊町障害者施策検討委員会」を設置し、内容の検討を行い、策定作業を進めてきました。

●ニーズ調査（アンケート調査）の実施

この計画の策定にあたっては、令和2年9月に、障害のある人やそのご家族等を対象としたニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

●大豊町障害者施策検討委員会の設置

本計画策定にあたっては、大豊町身体障害者協議会、嶺北地区精神障害者家族会、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高知県中央東福祉保健所及び町内の利用者のいる障害福祉サービス提供事業所の各代表者で構成する「大豊町障害者施策検討委員会」を設置し、内容の検討を行いました。



※大豊町障害者自立支援協議会の役割

住民課長、福祉班、社会福祉士等からなり、計画の修正や変更が必要であると判断した場合、修正案を策定委員会に提示し、意見を求めます。

第4節 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、※「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されたことを踏まえ、

- ・身体障がい者（児）
- ・知的障がい者（児）
- ・精神障がい者（発達障害者（児）も含む。）
- ・難病など、その他心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

なお、社会的障壁とは、※「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。

（※障害者基本法第2条より引用）

第5節 れいほく地区障害者自立支援協議会

1 地域自立支援協議会の位置づけ

障害者総合支援法第77条第1項では、市町村が実施する相談支援事業について定められていますが、その中で相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則において「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が規定されています。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、相談支援体制の構築を図るとともに、事業の効果的な運営のために「地域自立支援協議会」の設置が求められていることから、これらが地域自立支援協議会の設置根拠となっています。

2 れいほく地区障害者自立支援協議会の目的

大豊町、本山町、土佐町及び大川村において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、れいほく地区障害者自立支援協議会を設置し、嶺北地域における障害のある人の自立生活を支援することを目的としています。

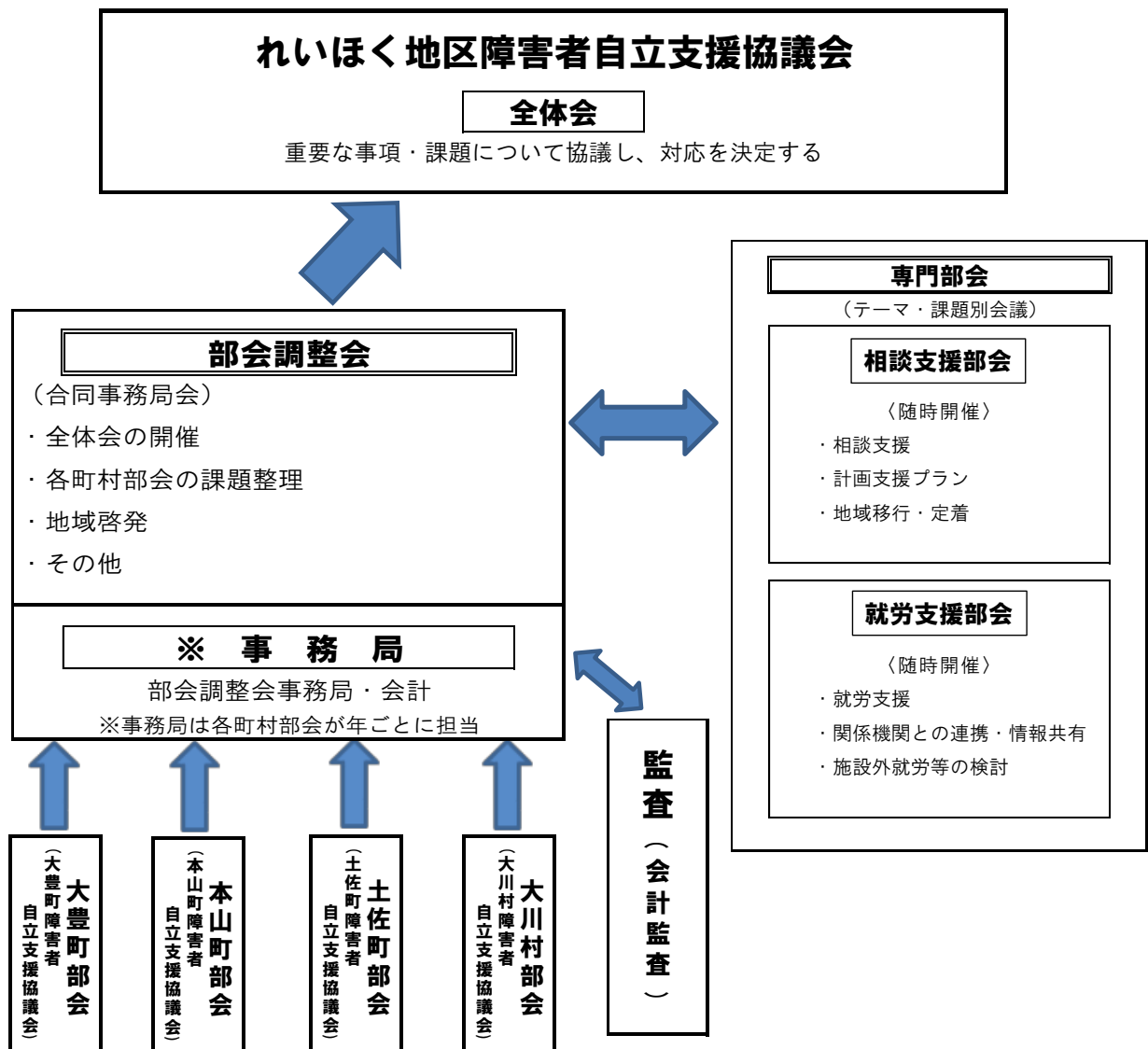
3 れいほく地区障害者自立支援協議会の役割

- ①福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- ②障害のある人の支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ④障害のある人の就労促進に関すること。
- ⑤障害福祉計画等の各種施策等の研究・検証に関すること。
- ⑥地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ⑦障害のある人の地域生活にかかる住民の理解促進に関すること。
- ⑧その他、目的を達成するために必要なこと。

4 れいほく地区障害者自立支援協議会の組織

各町村の保健福祉主管課及び次に掲げる関係機関の範囲内により組織します。

- ① 障害福祉サービス提供事業者及び相談支援事業所
- ② 医療関係機関
- ③ 障がい者、家族、ボランティア等の関係団体
- ④ 福祉保健所及び県関係機関
- ⑤ 特別支援学校及び教育関係機関
- ⑥ 公共職業安定所等就労支援機関
- ⑦ 社会福祉協議会
- ⑧ 保健福祉主管課を除く行政関係機関
- ⑨ その他必要と認める者



第6節 圏域でのサービス基盤整備

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人等が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要です。しかしながら、市町村単位で実施することが困難な事業や、障害のある人等の地域移行等に対する取り組みが立ち遅れている地域においては、市町村単位で基盤整備を行うよりも広域的な単位で都道府県と協働して基盤整備を進めていき、地域間で格差が生じないようサービスの提供体制づくりを行うことが必要と考えられます。

圏域単位区域

広域的な単位の区域は、「高知県障害福祉計画」において設定している障害保健福祉圏域を基本とします。

大豊町は、南国市、香美市、香南市、本山町、土佐町、大川村を区域とする中央東圏域に属しています。



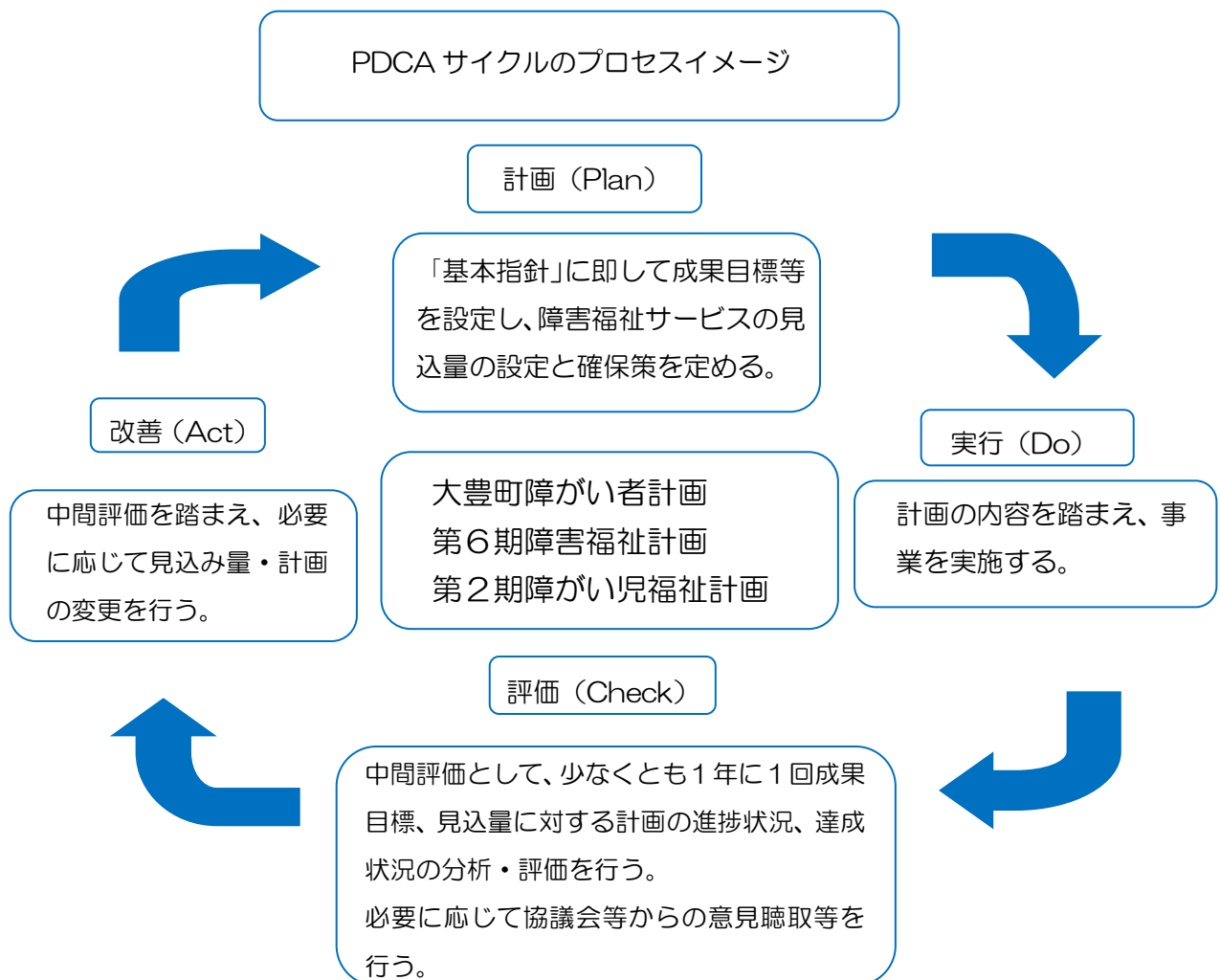
第7節 計画の推進・評価体制

1 推進体制の確立

大豊町障害者自立支援協議会を中心として、各関係機関、各団体、サービス提供事業所等と連携をとり、第4期障害福祉計画から新たに導入されたPDCAサイクルに基づいた協議を行い、計画の進捗状況を確認し、必要があればその都度見込量等を変更して計画の実現と推進に努めます。

2 計画達成状況の点検及び評価

施策及び事業については、実施状況を点検・評価し、年に1回程度計画の進捗等を確認する会を開催し、計画の管理体制の整備を図ります。



第8節 情報提供・啓発

1 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

希望する障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、申請から支給決定までの手続に必要な情報提供に努めます。

2 地域で障害のある人への理解を深めるための啓発

れいほく地区障害者自立支援協議会の活動の一環であり、年に1回開催される「あったかハートふれあい大会」や社会福祉協議会主催の「社会福祉大会」、大豊町民文化祭実行委員会主催の「町民文化祭」等を広報し参加を促す事により、地域の住民に対して障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害のある人の理解の促進を図るとともに、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる地域づくりを目指します。

第2章 障害のある人と福祉施策の現状

第2章 障害のある人と福祉施策の現状

第1節 障害のある人の現状

(1) 大豊町総人口・世帯数の推移

総人口・世帯数ともに年々減少傾向にあります。1世帯当たりの人員も減少しており、独居世帯が増加しています。

(各年3月31日現在 単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	4,275	4,145	3,914	3,774	3,634	3,505
総世帯数	2,433	2,392	2,243	2,188	2,121	2,064
1世帯当たり の人員	1.76	1.73	1.74	1.72	1.71	1.70

年代別

(各年3月31日現在 単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
14歳まで	192	198	187	185	182	178
15歳から 64歳まで	1,704	1,623	1,537	1,471	1,377	1,288
65歳以上	2,379	2,324	2,190	2,118	2,075	2,039

データ：住民基本台帳

注) 以後の表の％は、少数第一位を四捨五入しているため、合計が 100％にならない場合があります。

(2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者は、全体数でみると減少傾向にあります。等級別にみると、1 級の障害者が 27％を占め、2 級の方を含めた重度障害者は全体の 39％と障害の重度化がみられます。また、身体障害者手帳所持者の 88％以上が 65 歳以上の高齢者となっています。障害区分別では、各年とも肢体不自由が全体の 55％以上を占めています。

身体障害者手帳所持者の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

区 分	等級別						合計	年齢別		
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		～17歳	18～64歳	65歳～
平成27年	111	47	109	128	21	21	437	3	57	377
	25%	11%	25%	29%	5%	5%	100%	1%	13%	86%
平成28年	116	45	110	130	18	19	438	2	58	378
	26%	10%	25%	30%	4%	4%	100%	0%	13%	86%
平成29年	115	50	113	121	16	18	433	1	57	375
	27%	12%	26%	28%	4%	4%	100%	0%	13%	87%
平成30年	102	39	95	116	14	14	380	1	51	328
	27%	10%	25%	31%	4%	4%	100%	0%	13%	86%
令和元年	105	37	90	112	14	13	371	0	50	321
	28%	10%	24%	30%	4%	4%	100%	0%	13%	87%
令和2年	98	42	83	111	14	11	359	0	44	315
	27%	12%	23%	31%	4%	3%	100%	0%	12%	88%

データ：町データ（G-Trust）

主な障害区分別身体障害者手帳所持者の状況

(各年3月31日現在、単位：人)

区 分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
平成27年	25	20	0	283	109
	6%	5%	0%	65%	25%
平成28年	24	17	0	280	115
	6%	4%	0%	64%	26%
平成29年	23	14	0	272	126
	5%	3%	0%	63%	29%
平成30年	21	11	0	230	118
	6%	3%	0%	61%	31%
令和元年	19	8	0	213	131
	5%	2%	0%	57%	35%
令和2年	17	8	0	196	138
	5%	2%	0%	55%	38%

データ：町データ（G-Trust）

（3）知的障害者

知的障害者（療育手帳所持者）の数は若干減少傾向にあります。中程度（B・ B1・B2）の方が重度（A・A1・A2）の方よりもやや多くなっています。年齢構成でみると18～64歳の手帳所持者が最も多くなっています。

知的障害者手帳所持者の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

区 分	等級別						合計	年齢別		
	A	A1	A2	B	B1	B2		～17歳	18～64歳	65歳～
平成27年	1	12	10	1	12	21	57	3	43	11
	2%	21%	18%	2%	21%	37%	100%	5%	75%	19%
平成28年	1	12	9	1	12	20	55	1	41	11
	2%	22%	16%	2%	22%	36%	100%	2%	75%	20%
平成29年	1	12	9	1	14	19	56	2	41	13
	2%	21%	16%	2%	25%	34%	100%	4%	73%	23%
平成30年	1	12	9	1	14	17	54	2	39	13
	2%	22%	17%	2%	26%	31%	100%	4%	72%	24%
令和元年	1	13	8	1	13	15	51	1	35	15
	2%	25%	16%	2%	25%	29%	100%	2%	69%	29%
令和2年	1	13	8	1	14	14	51	2	33	16
	2%	25%	16%	2%	27%	27%	100%	4%	65%	31%

データ：県データ

(4) 精神障害者

精神障害者保険福祉手帳所持者は、令和元年までは減少傾向にありましたが、令和2年には合計 26 名となっています。自立支援医療（精神通院）受給者証所持者と比べると、まだまだ手帳所持者は少ないことがわかります。等級別にみると2級が全体に占める割合が最も多く、77%以上となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年3月31日現在、単位：人）

	1級	2級	3級	合計
平成27年	2	19	4	25
	8%	76%	16%	100%
平成28年	2	23	2	27
	7%	85%	7%	100%
平成29年	1	22	2	25
	4%	88%	8%	100%
平成30年	1	18	3	22
	5%	82%	14%	100%
令和元年	0	17	4	21
	0%	81%	19%	100%
令和2年	0	20	6	26
	0%	77%	23%	100%

データ：県データ

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者（各年3月31日現在、単位：人）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
77	81	74	71	65	67

データ：県データ

(5) 障害支援区分別の状況

障害支援区分は、障害福祉サービスを利用している障害のある人の障害の程度を示しています。なお、訓練等給付サービス利用者の中には、まだ障害支援区分の認定を受けていない方もいます。

障害支援区分の審査判定は、嶺北広域行政事務組合内に嶺北広域障害支援区分認定審査会を設置し、審査・運営をしています。

障害別障害支援区分 (令和2年12月31日現在、単位：人)

障害種類	軽度 ←.....→ 重度						合計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害	0	2	0	0	0	6	8
知的障害	0	8	4	4	4	11	31
精神障害	0	1	2	1	1	0	5
合 計	0	11	6	5	5	17	44

データ：町データ（G-Trust）

第2節 障害のある人の保健・福祉施策の現状

(1) 普及・啓発活動

町民の方に、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めていただくために、大豊町広報誌・高知県発行の障害福祉のしおりなどを通じて普及・啓発活動や障害のある人及び家族に対して窓口での制度の説明などを実施しています。

また、れいほく地区障がい者自立支援協議会主催の障害のある人の集い「あったかハートふれあい大会」を開催し、交流の場づくりや、社会参加への意欲を高めていくよう努めています。

(2) 交流事業

障害のある人、高齢の人、母子・父子家庭の人などと町民による社会福祉協議会主催の合同運動会を開催しています。

毎月2回、障害のある人を対象に創作活動・レクリエーション等行うふれあいデイを実施しております。また、平成27年度より精神障害のある人を対象に、気軽に集える居場所づくりとして、ふれあいデイサテライトを不定期に実施しています。

(3) 障がい者団体への助成

大豊町身体障害者協議会・嶺北地区精神障がい者家族会への助成をしています。

(4) ボランティアの育成・活動の推進

大豊町社会福祉協議会を通じて、ボランティアの育成・活動の推進に努めています。

(5) 相談員事業

障害のある人、また、その家族等の相談に応じ、自立生活意欲が向上するよう、必要な指導助言を行うとともに、地域の福祉の増進を目指しています。

なお、大豊町は、身体障害のある人の中から選任した身体障害者相談員1名と知的障害のある人の保護者の中から選任した知的障害者相談員1名を配置しています。

(6) 保健

① 障害の発生予防と早期発見のため、母子保健を推進

発達障害を含む障害の発生予防と早期発見のため、すこやか健診と称して乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を合同で実施するとともに、妊婦健診14回分及び乳児健診2回分の費用を助成しています。

令和2年10月から産後うつ等の早期発見・早期対応のための産後ケア事業を開始しました。

② 規則正しい生活習慣による健康づくりなどの健康教室の普及

生活習慣病予防教室、はつらつ健康運動教室を実施しています。

③ 難病患者の支援

情報交換などを通じて、福祉保健所と連携し難病患者の個別支援を行っています。

(7) 医療

① 重度心身障害児・者医療の助成

心身に重度の障害のある人の医療費に係る保険給付の自己負担分についての助成を行っております。

○ 身体障害者手帳1級又は2級の人

○ 療育手帳A1(最重度)又はA2(重度)の人

○ 身体障害者手帳3級又は4級を所持し、かつ療育手帳B1(中度)の知的障害と認定された18歳未満の合併障害のある児童

単位：千円

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
一般	56	9,814	56	11,875	56	8,791	63	8,765
高齢者	102	8,285	85	7,963	80	6,506	71	5,622

② 自立支援医療の支給

障害のある人に対する公費医療負担制度です。原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得水準に応じて1箇月当たりの負担上限額が設けられています。

(ア) 更生医療

日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関で受けることができます。

単位：千円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
適用	心臓 腎臓	心臓 腎臓	心臓 腎臓	心臓 腎臓
医療費	2,466	1,865	1,033	1,805

(イ) 精神通院医療

精神疾患のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

(ウ) 育成医療

18 歳未満の人で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。

(8) 手当

① 特別障害者手当

著しく重度な障害があり、在宅で生活する 20 歳以上の人への支給制度です。

② 特別児童扶養手当

身体又は精神に中度以上の障害のある 20 歳未満の児童を養育している保護者への支給制度です。

特別児童扶養手当の対象児

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	1	1	1	0
2 級	3	4	3	3
合計	4	5	4	3

③ 障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の児童への支給制度です。

④ 重度心身障害児療育手当

18歳未満の心身に重度の障害のある児童を養育する保護者への支給制度です。

⑤ 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害のある人)の福祉増進を図ることを目的として支給される制度です。

(9) 心身障害者扶養共済制度

心身に障害のある人の保護者が万が一死亡又は重度の障害になった場合の生活の安定と将来に対する保護者の抱く不安の軽減を図るために一定額の掛け金により、残された障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

(10) 日常生活の改善

① 日常生活用具の給付・貸与

在宅で生活している障害のある人が、日常生活を容易にするために使用する用具の給付・貸与をしています。障害の種別や年齢等により給付できるものが異なります。所得により一部負担金が必要です。

単位：千円 単位：件

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備 考
金 額	1,257	842	1,250	1,257	入浴補助用具
件 数	63	51	63	62	畜便袋等

② 補装具費の支給

身体上の障害を補うために使用されるもので、車いす、義肢や装具など支給しています。所得により一部負担金が必要です。

単位：件 単位：千円

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
給付	3	541	2	57	2	218	4	802
修理	8	278	17	405	7	416	6	293

③ 訪問系サービス

ホームヘルパーの派遣による家事援助や身体介護、介護者が病気などの場合に、在宅で訪問を受けるなどして利用するサービスです。

④ 日中活動系サービス

入所施設等で昼間の活動を支援するサービスで、常時介護を必要とする人のための「生活介護」や一般企業への就労を希望する人に必要な訓練を行うための「就労移行支援」などのサービスに区分されています。

⑤ 居住系サービス

「グループホーム」及び「施設入所支援」など居住の場を提供するサービスです。④日中活動系サービスと組み合わせることで、障害のある人に日中と夜間のサービスを提供します。また入所施設や入院から地域生活に移行した場合、グループホームは地域における「住まいの場」として活用していきます。

(11) 住宅改造費の助成

身体に障害のある人が住んでいる住宅について身体の状態等に応じて改造を行うための経費の一部を助成し、本人や家族の負担を軽減する制度です。住宅の改造を行った場合に、その経費の一部を助成する制度です。

(12) 自動車を利用する場合

① 福祉タクシー制度

身体障害者手帳 1 級から 3 級の方、療育手帳 A1 及び A2 の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の方を対象とし、タクシーチケット（1 枚：500 円分 毎年度 36 枚 年度途中であれば月数×3 枚）を交付しています。平成 28 年度より対象者を療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者まで拡充しました。

○身体障害手帳所持者

単位：枚

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	実利用	実利用	実利用	実利用
1 級	1,222	868	1,132	1,036
2 級	336	261	372	298
3 級	1,427	1,483	1,229	1,158
計	2,985	2,612	2,733	2,492

○療育手帳所持者

単位：枚

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	実利用	実利用	実利用	実利用
A1	0	0	0	0
A2	36	36	9	8
計	36	36	9	8

○精神障害者保険福祉手帳

単位：枚

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	実利用	実利用	実利用	実利用
1 級	0	0	0	0
2 級	126	125	128	136
計	126	125	128	136

○合計金額

単位：円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金額	1,566,570	1,383,060	1,366,350	1,316,050

② その他の制度

県等の事業として、自動車運転免許取得費用の助成、自動車改造費用の助成、有料道路通行料金の割引措置などの制度があります。

(13) 移動手段の助成

①透析患者通院助成事業

医療機関で人工透析療法をするために通院する透析患者の通院交通費の負担を軽減することを目的とし、大豊町商工会商品券を交付します。嶺北中央病院に通院する方は通院1回500円、その他町外指定医療機関に通院する方は通院1回1,000円として、週1回分を対象とし、月4回、12カ月分を限度とします。

②障害者就労通所支援事業

就労支援施設に通所する障害のある方の交通費の負担を軽減することを目的とし、大豊町商工会商品券を交付します。月の就労日が12日以上であることなど条件があります。自宅から事業所までの距離により助成額が異なります。

第3章 計画の理念

第3章 計画の理念

「誰もが地域社会の一員として自分らしい生活が送れる町づくりを目指して」

大豊町では、障害のある人の地域社会での共生等や差別の禁止を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々が、あるがままの姿で他の人々と同様に権利を享受することができるという「ノーマライゼーション（※）」の実現に向けて、「誰もが地域社会の一員として自分らしい生活が送れる町づくりを目指して」を基本理念とし、次の5つの基本方針のもと、障害のある人もない人も地域の中で支え合い、自分らしく生活が送れる社会の実現を目指します。

1 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 町を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、町を基本とする仕組みに統一するとともに、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化したことにより、サービスの充実を図り、3障害共通の福祉サービスを提供し、県の支援などを通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の平準化を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害についても精神障害に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているため、引き続きその旨の周知を図ります。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 地域生活支援拠点等の充実

障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、地域レベルでの取り組み、制度面での取り組みを両面から進め、機能強化を図るとともに、地域生活支援拠点の充実に努めます。

5 障害のある児童の支援体制の充実

障害のある児童のライフステージに応じて、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を目指します。

ノーマライゼーション（※）

障害のある人もない人も、ともに地域や家庭において普通に生活できる社会づくりであり、誰もが個人として尊重され、偏見・差別を受けることなく、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

第4章 障がい者計画

第4章 障がい者計画

第1節 基本目標

「誰もが地域社会の一員として自分らしい生活が送れる町づくりを目指して」を基本理念とする、5つの基本方針を具現化するため、次の事項を基本目標とし、大豊町高齢者福祉計画等との調整を図りながら施策を展開します。

(1) 社会参画の推進

社会参加の推進のため、広報・啓発活動を推進し、また、文化・交流事業を開催するとともに、ボランティアの育成に努めます。

(2) 地域生活の充実

障害のある人が外出して、そこで楽しめる施策、また、地域の方々と交流できる機会の確保に努めるとともに、障害福祉サービスの充実に努めます。

(3) 自立の促進

地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行に努めます。

(4) 相談支援の充実

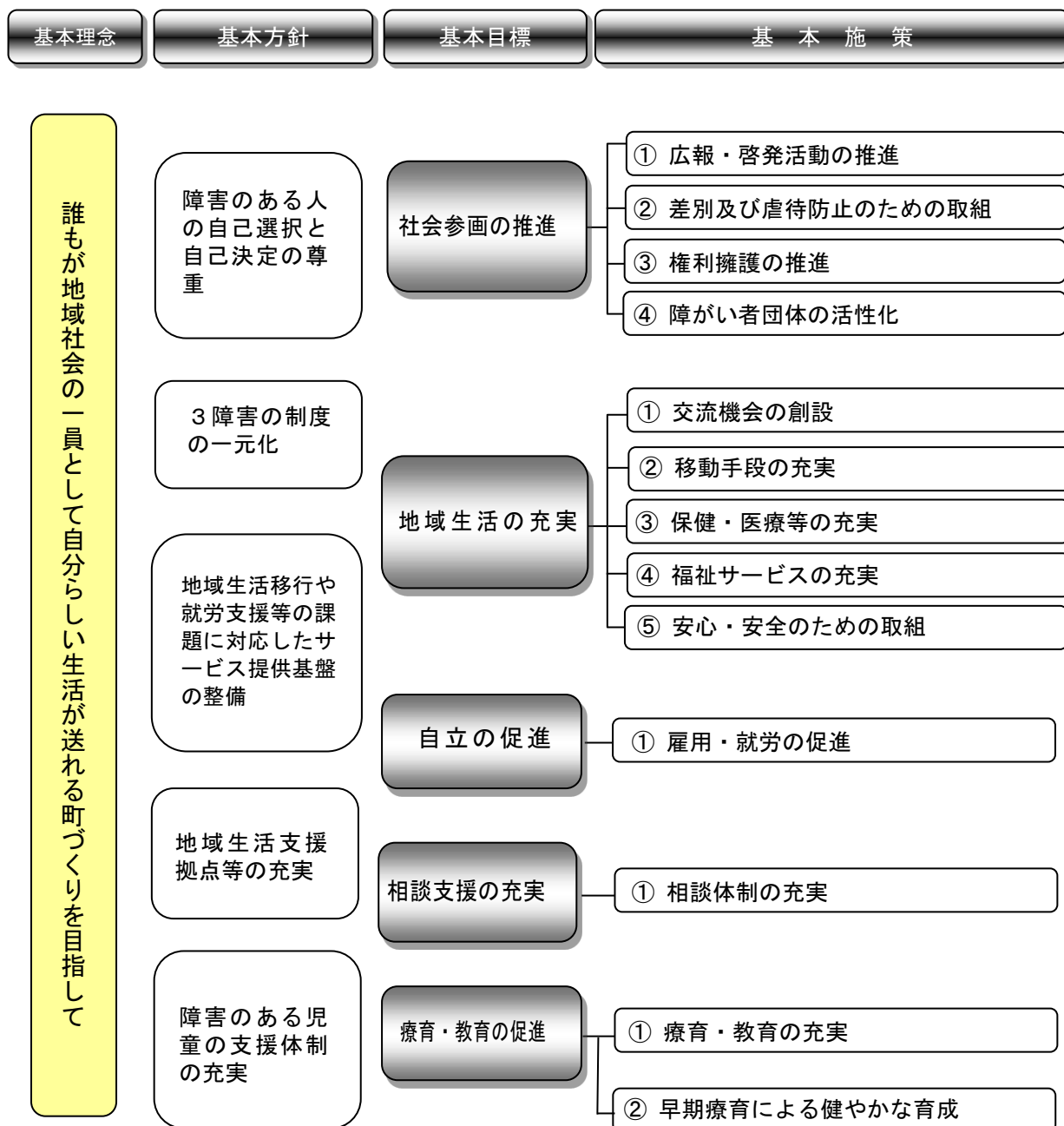
障害のある人が地域で安心して暮らしていくため、障害福祉サービスの適切な利用を支え、またその他各種ニーズに対応するため相談支援体制の充実に努めます。

(5) 療育・教育の促進

障害のある児童の学習条件や学習環境の整備に努めるとともに、体験学習等により、障害のある人に対する正しい理解を図るなど、福祉教育の充実に努めます。また、乳幼児期における障害の早期発見、早期療育に取り組めます。

第2節 基本方針に対する目標と施策

1 体系図



2 目標と施策

(1) 社会参画の推進

① 広報・啓発活動の推進

- 障害のある人の会合や集いなどの場での情報収集・啓発活動、個別相談などへの対応をし、適切な制度の利用促進に努めます。
- 障害及び障害のある人について、正しい理解と認識を深めるため、町のホームページ、広報誌「ゆとりすと」、「障害福祉のしおり」等を活用し、広報・広聴活動を積極的に進めます。また、身体・知的障害者相談員の活動についても広報活動等により、周知していきます。
- 「障害者週間」や「障害者雇用支援月間」には啓発活動を重点的に行い、障がい者団体が主催する行事等を支援するなど、住民の十分な理解及び相互交流を図ります。

② 差別及び虐待防止のための取組

- 障害のある人に対する差別の解消・合理的配慮を推進していきます。

合理的配慮とは※「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的事由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失った又は過度の負担を課さないものをいう。」

(※障害者の権利に関する条約第2条より引用)

- 「大豊町虐待防止・権利擁護ネットワーク委員会」などを活用し虐待防止をするよう努めます。

③ 権利擁護の推進

- 障害特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭詐欺といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障害のある人の権利擁護に努めます。
- 判断能力にハンディキャップのある方の権利を守るために成年後見制度の推進をしていきます。
- 人権擁護委員による人権相談、弁護士による法律相談を実施します。

④ 障がい者団体の活性化

- 障害のある人やその家族の障がい者団体への加入を促進します。
- 障がい者団体の活動を支援していきます。

■ (2) 地域生活の充実

① 交流機会の創設

- 障害のある人と地域住民との交流できる場の創設に努め、閉じこもりの防止と生きがいづくりを推進するとともに、地域との一体性を図ります。
- 障害のある人が気軽に集える居場所づくりとして、あったかふれあいセンター事業で、月2回のふれあいデイ及び精神に障害のある人を対象とした、ふれあいデイサテライトを定期的実施します。

② 移動手段の充実

- 障害のある人に対する自動車税の減免及び有料道路通行料金の割引措置などの周知を図ります。
- 令和2年度より始まった透析患者通院助成事業、障害者就労通所支援事業の適切な運用に努めます。

③ 保健・医療等の充実

- 妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩と健康な乳児の出生に向けて、妊婦の健康診査への助成を更に充実するとともに、健康相談・訪問指導を実施します。
- 健康診査・産後ケア事業・育児相談・母子相談等の中で母親への支援を強化します。
- 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発活動を行います。
- 各種がん検診の実施、生活習慣病等に関する健康相談対応、口腔衛生の向上を目指した活動等を行います。
- 在宅の障害のある人とその家族が、安心して生活できるよう各種医療費助成制度の活用により、在宅医療支援体制の充実を図ります。

④ 福祉サービスの充実

- 障害のある人や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談でき、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるように身体・知的障害者相談員及び民生委員との連携を密にし相談体制の充実を図ります。
- 障害のある人が社会生活における安定した生活、経済的自立を支援するため、各種手当等の給付を行うとともに、障害年金制度や各種社会保障制度の周知を図ります。
- 地域生活支援事業における必須事業（相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業等）はもちろん、それ以外の事業についても、ニーズ等を勘案しながら事業の実施を検討するなど、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障害のある人の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のためにも、日中活動の場の充実に努めます。

- 福祉施設利用については、必要な時に必要な施設を利用できるよう各関係機関との連携を図ります。

⑤ 安心・安全のための取組

- 災害時における要配慮者の把握をし、「避難行動要支援者名簿」を整備します。その後、各個人ごとの個別計画を作成し、関係機関との連携を図ります。
- 一般避難所・福祉避難所での避難訓練の実施、物品の整備を行い、避難体制の確立に努めます。

■ (3) 自立の促進

① 雇用・就労の促進

- 障害のある人が、その適正と能力に応じ就労できるように就労支援の充実を図ります。
また、事業所に対して各種制度を活用しながらハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用促進を図ります。
- 就労を目指す人には、本人の心身の状況や希望に添って働くことができるように、福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、施設と連携し一般就労への移行促進なども図っていきます。
- 就労支援B型事業所支援事業費補助金や中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金、その他補助金等、事業所に対して支援の充実を図ります。

■ (4) 相談支援の充実 ■

① 相談体制の充実

- 障害者総合支援法に基づく相談支援事業については、大豊町が相談支援事業の委託をしている、「地域相談支援センターしゃくなげ」が中心となって、各種関係機関との連携を図りながら、障害のある人の福祉全般について相談窓口の役割を果たすよう努力します。また、各種専門的相談・手続については、関連機関との連携を図ります。

■ (5) 療育・教育の促進 ■

① 療育・教育の充実

- 障害のある児童の学習条件や学習環境の整備に努めます。
- 障害のある人と障害を持たない人がともに学習する社会教育を推進します。

② 早期療育による健やかな育成

- 乳幼児期における障害の早期発見、早期療育に取り組み、障害のある児童の能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで健やかな育成を図ります。

第5章 障害福祉計画

第5章 障害福祉計画

第1節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

1 訪問系サービスの保障

障害のある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）が、利用者の希望に添ったものになるように、地域相談支援センターと連携し、サービスの充実を図ります。

2 日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）の支給を希望する障害のある人に対し、適切なサービスの提供とその充実を図ります。

3 地域生活への移行推進及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実

地域生活への移行を推進するためには、生活の拠点である共同生活援助（グループホーム）、福祉ホームといった居住の場の確保が必要となります。

また、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所者・退院可能な精神障害者の地域生活への移行の推進を図ります。

地域生活支援拠点の機能充実を図り、地域生活への移行や地域生活の維持、継続を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

5 障害のある人の居場所の確保

障害のある人の声を聴き、地域生活を送るうえで必要な居場所を提供できるよう体制の整備に努めます。

第2節 令和5年度の数値目標

計画の基本理念の1つである地域生活移行や就労支援等の課題に対応するため、障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

1 計画目標



福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めます。

福祉施設入所者の地域生活への移行

単位：人

項 目	数 値	考え方
令和元年度末の施設入所者数(A)	12	
令和5年度末の施設入所者数(B)	13	
【目標値】 削減見込 (A)－(B)	-1 -8.3%	これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
【目標値】 地域生活移行数	0 0.0%	これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
令和2年7月31日までの実績	0	令和2年4月1日～令和2年7月31日までの実績

【現状と課題】

障害者総合支援法では、施設等に入所している障害のある人や退院可能な精神障害のある人を施設や病院から、地域生活への移行を進めていくことが求められています。さらに、このような施設や病院から地域へ移行される方に加え、主たる介護者である保護者の高齢化が進んでおり、障害のある人が1人で地域生活を送ることが困難になり、グループホーム等への入所の希望が高まっていくことが予想されます。

しかしながら、本町にはグループホームのような居住の場がありません。また、こうしたグループホーム以外の公営住宅等についても入居希望者が多く、空室が出るのを待っている状況であり、空室となった際においても、住環境のバリアフリー化の整備が進んでおらず、障害のある人が安心して暮らせる住まいを確保することが重要な課題となっています。

また、サービス提供事業者の本町への新規参入の見込みがないことなどから、グループホーム等の入所施設を整備することは困難な状況にあります。そこで圏域内の市町村と連携を図りながら、居住の場を確保することが求められます。

さらに、障害のある人の地域生活移行には地域住民の理解が不可欠となることから、住居の確保から入居後の地域生活に至るまで、一貫したフォローアップ体制を構築することも必要です。

【取り組みの方向性】

本町には居住の場となる施設がないため、県や圏域市町村と利用施設の定員の調整等の連携を図り、サービスの確保に努めます。



精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

保健・医療・福祉関係者による協議の場の活用について

項 目	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
保健・医療・福祉関係者 による協議の場の開催回数	0回	0回	6回	6回	6回
協議の場への 関係者の参加者数	0人	0人	16人	16人	16人
協議の場の目標設定			地域の 実情の把握	地域の 実情の把握	地域の 実情の把握
協議の場の評価の実施回数	0回	0回	1回	1回	1回

精神障がい者の地域移行に係るサービス見込量

サービス	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援 (人／月)	0	0	0	0	0
地域定着支援 (人／月)	0	0	0	0	0
共同生活援助 (人／月)	0	0	0	0	0
自立生活援助 (人／月)	0	0	0	0	0

【現状と課題】

本町では、あったかふれあいセンター事業による3障害対応のデイや、精神に障害のある人が対象のデイ「ちょこっと」を実施しています。一方、障害福祉サービス提供事業所は就労継続支援B型事業所、居宅介護事業所の2か所のみで、相談支援事業所を含むその他の事業所はありません。その他、精神障害に対応した医療機関もなく、本町のみでの対応が困難な場合は近隣市町村へ通院・通所をしている状況です。

【取り組みの方向性】

平成31年3月に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健、医療、福祉関係による協議の場を、「れいほく地区自立支援協議会」に設置しました。

「れいほく地区障害者自立支援協議会」での協議の場を活用し、大豊町、本山町、土佐町、大川村との緊密な連携を図りつつ、広域的な対応を検討していく必要があります。



地域生活支援拠点が有する機能の充実を図ります。

【現状と課題】

本町では地域生活支援拠点の役割を担うことのできる機関が少なく、現状では相談支援事業を委託している、本山町にある地域相談支援センターしゃくなげがその多くを担っています。本町では社会福祉協議会による「あったかふれあいセンター事業」等に対応しているところです。

【取り組みの方向性】

地域生活支援拠点は、大豊町・本山町・土佐町・大川村の嶺北4町村で平成31年3月に設置しました。

「れいほく地区障害者自立支援協議会」で協議の場を設け、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、運用状況についての検証・検討を行っていきます。



福祉施設利用者の一般就労への移行を促進します。

(1) 全体数

項 目	数 値	考え方
令和元年度における 一般就労移行者数	1人	
【目標値】 令和5年度における 一般就労移行者数	1人	※令和5年度（1年間）において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の目標値を記載 ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

(2) 就労移行支援事業を通じた一般就労数

項 目	数 値	考え方
令和元年度における 就労移行支援事業を利用して 一般就労へ移行した数	0人	
【目標値】 令和5年度における 就労移行支援事業を利用して 一般就労へ移行した数	1人	※令和5年度（1年間）において、就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の目標値を記載 ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
【目標値】 令和5年度において 就労移行支援事業を利用して 一般就労へ移行した者で 就労定着支援事業の利用者数	1人	※令和5年度（1年間）において、就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数のうち、就労定着支援事業を利用する人の目標値を記載 ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

(3) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労数

項 目	数 値	考え方
令和元年度における 就労継続支援A型事業を利用し 一般就労へ移行した数	0人	
【目標値】 令和5年度における 就労継続支援A型事業を利用し 一般就労へ移行した数	0人	※令和5年度（1年間）において、就労継続支援A型事業を利用し、一般就労に移行する人の目標値を記載 ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

(4) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労数

項 目	数 値	考え方
令和元年度における 就労継続支援B型事業を利用し 一般就労へ移行した数	1人	
【目標値】 令和5年度における 就労継続支援B型事業を利用し 一般就労へ移行した数	0人	※令和5年度（1年間）において、就労継続支援B型事業を利用し、一般就労に移行する人の目標値を記載 ※これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【現状と課題】

障害のある人の自立と社会参加を進めるにあたって、就労は非常に重要な課題です。本町では前回の計画策定の平成30年度以降に一般就労した人は1人となっています。

一般就労した中で、障害特性等により一般就労が困難となったケースもあるため、一般就労した後も継続して就労できるようフォローが必要と言えます。

就労移行支援や就労継続支援A型（雇用型）等のサービスは、近隣にサービスを提供する事業者が少ないことと、事業所までの移動手段が困難なこと等から、今後も利用者の増加は見込んでいません。

就労継続支援B型（非雇用型）事業所は、嶺北地域に3箇所あり、各事業所への送迎サービスもあることから、多くの方が利用しており、今後の利用増も見込んでいます。また、B型事業所利用者の中には、一般就労や就労継続支援A型への移行を目指している方もいますが、上記理由から利用につながっておらず、ステップアップの支援が課題となっています。

【取り組みの方向性】

一般就労した後も継続して就労できるよう、就労定着支援事業の利用等を検討し、就労の定着を図ります。

れいほく地区障害者自立支援協議会の就労支援部会での取組の一環として、施設外実習の充実を図り、企業との連携や雇用について働きかけを行うことで福祉施設から一般就労へ移行する人を増やすよう努めます。

障害福祉サービス提供事業所やハローワーク、障害者職業支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、障害のある人の能力や意向を確認しながら支援に努めます。



相談支援体制の充実・強化等を図ります

項 目		目標値		
①	基幹相談支援センターの設置数	無		
②	※①を設置しない場合 総合的・専門的な相談支援の実施	無		
主任相談支援専門員の養成		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		0	0	0
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		2件	2件	2件
地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		3回	3回	3回
地域の相談支援事業者に 対する訪問等による 専門的な指導・助言件数		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		1回	1回	1回

【現状と課題】

相談支援体制について現在の体制で機能しているため、基幹相談支援センターの設置予定はありません。また、総合的・専門的な相談支援の実施については「れいほく地区自立支援協議会」の相談支援部会等でフォローしていきます。

【取り組みの方向性】

主任相談支援専門員については相談支援事業を委託している「地域相談支援センターしゃくなげ」に2名いるため、新たな人員の養成は見込んでおりません。

相談支援事業所の人材育成の支援については「れいほく地区自立支援協議会」の相談支援部会で研修等を行っていきます。

相談機関との連携強化の取組については「れいほく地区自立支援協議会」の相談支援部会や虐待防止・権利擁護ネットワークの会など、年3回ほど取り組んでいきます。

相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言については高知県障害者相談支援アドバイザー事業等を活用していきます。



障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【現状と課題】

現状は、障害福祉サービスに係る各種研修に参加し理解を深めていますが、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、今後更に積極的な取組をしていく必要があります。

「れいほく地区自立支援協議会」では事業所間の情報共有や現状把握を行い、ニーズに対応できるよう取り組んでいます。

【取り組みの方向性】

障害福祉サービス等の質を向上させるため、職員は障害福祉サービス等に係る各種研修を受講し、スキルアップに努めます。研修を受けることにより障害福祉サービスに関する制度について理解を深め、障害区分認定の正確さを保つこと等を目指します。

「れいほく地区自立支援協議会」では相談支援部会・就労支援部会等を活用し、情報共有や現状把握に努め、個々のニーズに合ったサービスの質の向上に努めます。

第3節 個別サービスの見込量と確保のための施策

■サービス事業の一覧

1 障害福祉サービス及び相談支援

(1) 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護 行動援護、重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援 就労継続支援、療養介護、短期入所 就労定着支援、自立生活援助
(3) 居住系サービス	施設入所支援 共同生活援助（グループホーム）
(4) 相談支援	計画相談支援 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

2 地域生活支援事業

(必須事業)	
(1) 相談支援事業	障害者相談支援事業、地域自立支援協議会
(2) 成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の申立てや、申立てに要する経費 及び後見人等の報酬の全部または一部を助成
(3) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業
(4) 日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
(5) 移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資 する外出のための支援
(6) 地域活動 支援センター事業	地域生活支援センターでの創作活動 生産活動の機会の提供
(その他事業)	
(7) 町が自主的に 取り組む事業	福祉ホーム事業、生活訓練等事業 日中一時支援事業 自動車運転免許取得・改造助成事業

1 障害福祉サービス及び相談支援

(1) 訪問系サービス

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害のある人に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行います。
行動援護	重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

訪問系サービスについては、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

また、ニーズ調査の結果からも、家族とともに暮らし続けたいと願う人は多く、訪問系サービスは、介護者の高齢化に伴う身体的負担を軽減することが出来るサービスであり、一人ひとり多様なニーズに合った暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えます。

障害のある人が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、今後ともサービス提供体制の整備を進めます。

【第5期計画の計画量と実績量】

訪問系サービスについては、一人当たりの利用時間、利用者数は年度により増減があり、令和元年以外は計画量を上回っています。

本町には事業所が1箇所のみであり、ヘルパーの不足によるサービス利用の手控えなどが生じないよう、平成23年度からは介護保険事業として、中山間地域ホームヘルパー養成事業を実施しています。

サービス		計画量			実績量			単位
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年7月	
訪問系	居宅介護	40	40	24	54	34	37	時間分/月
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護	3	3	2	5	5	5	人/月
	重度障害者等包括支援							

【6期計画の計画量】

サービス		計画量			単位
		3年度	4年度	5年度	
訪問系	居宅介護	51	51	51	時間分/月
	重度訪問介護				
	同行援護				
	行動援護	7	7	7	人/月
	重度障害者等包括支援				

【取り組みの方向性】

現在の居宅介護利用者、重度訪問介護利用者に加え、ニーズ調査の結果も踏まえた上で令和5年度までの利用量を見込んでいます。第6期計画の計画量は、令和2年7月に利用実績がなかった方2人の利用を見込んだため、第5期の計画量に対して増加しています。本町では、介護保険制度におけるサービス提供事業者と障害福祉サービス提供事業者が同一事業者の1事業者のみとなっています。

こうした状況の中で、誰もが必要なサービスを受けられるようにするため、利用者のニーズの把握に努めるとともに、事業者との連携を図り、需要に対応できるサービスの提供体制の確保が必要となります。

また、中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業を行うことで、こうした中山間地域の事業所により提供されるサービス提供体制の確保と充実を図っています。

現在、利用実績・ニーズ共に無いサービス（同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、本町にサービス提供事業者ありませんが、必要が生じた際には、相談支援事業所等、関係機関と連携し、滞りなく申請から支給決定がされるような体制を作っていきます。

(2) 日中活動系サービス

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のための「機能訓練」又は生活能力向上のための「生活訓練」を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（雇atype） 就労継続支援B型（非雇atype）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇atype）とB型（非雇atype）の類型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面での課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	入所施設やグループホームから一人暮らしへ移行した際に一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力・生活力等を補うために必要な指導・助言等を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

就労移行支援や就労継続支援A型（雇atype）等については、対象となる利用者が少なく、事業所自体も少ない事に加え、移動手段の確保が問題となっています。就労継続支援B型（非雇atype）は障害のある人が、生活習慣を身につける場となるため、社会復帰への第一歩として今後も利用者が増加すると考えられます。

また、就労継続支援B型の利用対象者は以下の場合に利用が適当であるとなっております。

- ① 就労経験がある者（パート、アルバイト可）であって、年齢や体力の面で一般就労が困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用した結果、B型事業所の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳以上の者又は障害基礎年金1級受給者

【第5期計画の計画量と実績量】

生活介護については、見込みを下回る実績となっています。

就労移行支援については、令和元年に1名利用があり一般就労へ繋がりました。

就労継続支援B型については、ほぼ見込どおりの実績となっています。現在、嶺北地域には3か所の事業所がありますが、嶺北地域以外の事業所も含め、それぞれの方のニーズに合った事業所へ通えるように、圏域市町村と連携したサービスの提供体制の確保が求められます。

就労継続支援A型、療養介護についても見込どおりの実績となっています。

サービス		計画量			実績量			単位
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年7月	
日中活動系	生活介護	391	391	391	317	306	344	人日分/月
		17	17	17	14	15	15	人/月
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	人日分/月
		0	0	0	0	0	0	人/月
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	3	0	0	人日分/月
		0	0	0	1	0	0	人/月
	就労移行支援	3	3	3	0	20	16	人日分/月
		1	1	1	0	1	1	人/月
	就労継続支援A型（雇用型）	60	60	60	60	62	62	人日分/月
		3	3	3	3	3	3	人/月
	就労継続支援B型（非雇用型）	460	460	460	421	423	437	人日分/月
		23	23	23	24	23	25	人/月
	就労定着支援	1	1	1	0	0	0	人/月
	療養介護	6	6	6	6	6	6	人/月
	短期入所	7	7	7	3	4	0	人日分/月
		1	1	1	1	1	0	人/月
	自立生活援助	0	0	1	0	0	0	人/月

【第6期計画の計画量】

サービス		計画量			単位
		3年度	4年度	5年度	
日中活動系	生活介護	368	368	368	人日分/月
		16	16	16	人/月
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	人日分/月
		0	0	0	人/月
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	人日分/月
		0	0	0	人/月
	就労移行支援	15	15	15	人日分/月
		1	1	1	人/月
	就労継続支援A型（雇用型）	62	62	62	人日分/月
		3	3	3	人/月
	就労継続支援B型（非雇用型）	502	480	480	人日分/月
		28	27	27	人/月
	就労定着支援	5	5	5	人日分/月
		1	1	1	人/月
	療養介護	6	6	6	人/月
	短期入所	4	4	4	人日分/月
		1	1	1	人/月
	自立生活援助	0	0	0	人/月

【取り組みの方向性】

第6期計画の計画量については、現在の利用者やニーズ調査の結果を考慮して見込んでいます。

生活介護は、施設入所希望者が1人いるため、現在の利用実績に1人分増やした計画量となっています。

就労継続支援B型については、ニーズ調査等の結果を踏まえ、利用者が概ね横ばいもしくは微増になることが予想されます。また、中山間地域であっても、利用者に安定したサービスを提供するためには、事業所の運営が安定したものである必要があります。れいほく地区自立支援協議会で、圏域内のB型事業所に向けた支援等の対策を検討し、平成26年度から継続して「中山間地域事業所支援事業」による補助金の交付を行い、平成29年度には県へも補助金の要望書を提出し、事業所の継続的な安定運営のために支援を引き続き検討していきます。

就労定着支援については、今年度一般就労された方で利用予定の方が1人いるため計画量に見込んでいます。

自立訓練については、現在対象となる方がいないため利用量を見込んでいませんが、利用希望者が出た場合には、迅速に対応が出来る体制の整備が求められます。

(3) 居住系サービス

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	入浴、排泄等の介護や、日常的に必要な相談、金銭管理の援助や緊急時の対応等を行います。 ※障害支援区分にかかわらず利用可能

【サービス・事業の実施に関する考え方】

施設入所支援については、入所者を地域生活へ移行することが求められていますが、地域で受け入れる体制が整っていないといった要因から、地域生活への移行が見込めず、令和2年度の実績量に対して利用者や希望者を一人増と見込んでいます。

また、介護者の高齢化や施設入所者や退院可能な精神障害のある人が地域生活への移行を図る際の受け皿として、共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっており、居住の場の確保が課題となっています。

【第5期計画の計画量と実績量】

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）ともに計画量より少ない実績量でした。施設入所希望者が現在1名いるので、今後は増加か横ばいになる見込です。

サービス		計画量			実績量			単位
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年7月	
居住系	施設入所支援	13	13	13	12	12	12	人/月
	共同生活援助	25	25	25	22	21	21	人/月

【第6期計画の計画量】

サービス		計画量			単位
		3年度	4年度	5年度	
居住系	施設入所支援	13	13	13	人/月
	共同生活援助	20	20	20	人/月

【取り組みの方向性】

共同生活援助（グループホーム）については、福祉施設入所者や退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行後の生活の基盤となるものです。しかし、本町にはこれらの施設がありません。障害のある人の住宅の確保のために、事業所へのグループホーム設置の呼びかけ、空き屋情報の提供や、町営住宅等の活用、また町営住宅等へ地域移行した場合の障害のある人へのアフターケアの方法等を、れいほく地区自立支援協議会で検討し、圏域内のグループホーム活用も視野に入れつつ、関係機関と連携して居住の場の確保に努めます。

(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

【事業内容】

具体的なサービス		サービスの内容
計画相談支援 (指定特定相談支援事業者)		障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。
(指定一般相談支援事業者)	地域移行支援	施設入所者及び入院患者を対象に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	一人暮らしの方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

本町の相談支援については、本山町の「地域相談支援センターしゃくなげ」へ事業委託しています。業務内容については、利用者本人と相談支援専門員が直接面談をし、一人ひとりの特性に応じたサービス利用計画の作成から、サービス利用状況のモニタリング等を行い、計画の進捗状況の確認を行います。その他、電話相談や訪問等による一般相談も受け、障害のある人の総合的な支援を行います。

【第5期計画の計画量と実績量】

計画相談支援の利用実績は月ごとにばらつきがありますが、計画量より実績量が多くなっています。

地域移行支援は平成30年度に1名の利用がありましたがそれ以降利用者がいません。

サービス		計画量			実績量			単位
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年7月	
計画相談支援		10	10	10	25	17	15	人/月
地域相談支援	地域移行支援	0	0	0	1	0	0	人/月
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	人/月

【第6期計画の計画量】

サービス		計画量			単位
		3年度	4年度	5年度	
計画相談支援		15	15	15	人/月
地域相談支援	地域移行支援	0	0	0	人/月
	地域定着支援	0	0	0	人/月

【取り組みの方向性】

計画相談支援については、計画作成のタイミングが、新規申請及び更新申請時、モニタリングは利用者によって一月単位から一年単位まで様々に設定されています。相談支援専門員と連携し、利用者全員のサービス利用計画案をサービス支給決定前に提出してもらうことを徹底します。そして、定期的なモニタリングを実施することで、適切なサービスが行き渡るよう努めます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 相談支援事業

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関するさまざまな問題について障害のある人からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援等、関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
地域自立支援協議会	地域自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、設置することが定められたものです。支援の難しい事例への対応に関する協議・調整等を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

障害のある人その家族から、福祉に関する各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障害のある人を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会（れいほく地区障害者自立支援協議会）を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

【第5期計画の計画量と実績量】

平成25年度より障害者相談支援事業を本山町の「地域相談支援センターしゃくなげ」へ委託しており、既に「れいほく地区障害者自立支援協議会」も設置されていることから、計画量・実績量とも変動はありません。

サービス	計画量			実績量			単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年7月	
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1	件
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1	件

【第6期計画の計画量】

サービス	計画量（実施箇所）			単位
	3年度	4年度	5年度	
障害者相談支援事業	1	1	1	箇所
地域自立支援協議会	1	1	1	箇所

【取り組みの方向性】

現在、相談支援事業を「地域相談支援センターしゃくなげ」に委託しており、障害のある人やその家族の方等の様々な相談に対応しています。相談支援センターと福祉班で連携し、障害のある人に対しての支援体制を確保します。町単独では対応が困難な相談内容については、「れいほく地区障害者自立支援協議会」の相談支援部会での検討を踏まえ、3障害を包括した支援体制を整備します。

（２）成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

具体的なサービス	実施内容
成年後見制度利用支援事業	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障害のある人に、町が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立により、成年後見制度の利用を通じて障害福祉サービスの利用を促すため、平成24年4月から成年後見制度利用支援事業が必須事業として位置づけられることとなりました。

平成26年4月から要綱を制定し、事業を実施できる体制を整えています。

【第5期計画の計画量と実績量】

現段階でのニーズはなく、利用実績はありませんでした。

サービス	計画量			実績量		見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	0	0	0	人（実）

【第6期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	人（実）

【取り組みの方向性】

成年後見制度がより身近なものとなるよう、事業の周知を図るとともに、制度に関する相談を行い、サービスの利用を促進します。

(3) 意思疎通支援事業

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

平成28年4月から要綱を制定し、事業を実施できる体制を整えています。

【第5計画の計画量と実績量】

現在まで利用がありません。

サービス	計画量			実績量			見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度		
手話通訳者派遣事業	1	1	1	0	0	0	0	件
要約筆記者派遣事業	1	1	1	0	0	0	0	件

【第6計画の計画量】

サービス	計画量（派遣件数）			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話通訳者派遣事業	1	1	1	件
要約筆記者派遣事業	1	1	1	件

【取り組みの方向性】

障害のある人に対し、意志疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、速やかにサービスが提供できるよう取り組みます。

（４）日常生活用具給付等事業

【事業内容】

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	身体介護を援助する用具や障がい児が訓練に用いるいす等、障害のある人の介護、訓練を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障害のある人の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害のある人の情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具や紙おむつ等、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	手すりの取付けや床段差の解消等、障害のある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修にともなう費用

【サービス・事業の実施に関する考え方】

今後は、障害のある人等の地域生活への移行が進むことにあわせて、需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

【第5期計画の計画量と実績量】

排泄管理支援用具については、実績量が計画量を上回っています。

種目	計画量			実績量		見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	
介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	0	件
自立支援用具	2	2	2	3	1	0	件
在宅療養等支援用具	1	1	1	0	0	0	件
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	0	0	0	件
排泄管理支援用具	96	96	96	120	120	144	件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	3	3	0	0	0	件

【第6期計画の計画量】

種目	計画量（給付件数）			単位
	3年度	4年度	5年度	
介護・訓練支援用具	1	1	1	件
自立生活支援用具	1	1	1	件
在宅療養等支援用具	1	1	1	件
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	件
排泄管理支援用具	144	144	144	件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	件

【取り組みの方向性】

日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、障害の特性に合わせた適切な用具の給付をします。

（５）移動支援事業

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	原則として、重度障害のある人以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動の支援を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

障害のある人の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。

【第５期計画の計画量と実績量】

平成30年度より事業を開始し、現在２名の方が利用されています。

サービス	計画量			実績量		見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	
移動支援事業	1	1	1	1	2	2	箇所
	1	1	1	1	2	2	人（実）

【第６期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	3年度	4年度	5年度	
移動支援事業	3	3	3	箇所
	3	3	3	人（実）

【取り組みの方向性】

サービス事業提供者の確保と移動支援希望者の把握に努めるとともに、将来的な需要増に対応しうる体制の整備に努めます。

また、行動援護や同行援護との役割分担を進めていくため、法定サービスに対する従事者の養成や事業者の育成も課題となります。

（６）地域活動支援センター

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
地域活動支援センター	障害のある人を対象とした、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等のサービスを提供する機関

【サービス・事業の実施に関する考え方】

本町では障害のある人への日中活動の場が少なく、その少ない選択肢の中からサービスを利用しています。それに加え、日中引きこもりの障害のある人も増え、地域活動支援センターに対するニーズは年々高まっていくことが予想されます。

障害のある人・子ども、その家族等が安心して利用できる「集える場所」として検討していく必要があります。

【第５期計画の計画量と実績量】

現在まで実績がありません。

サービス	計画量			実績量			見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度		
地域活動支援センター	0	1	1	0	0	0		箇所

【第６期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	3年度	4年度	5年度	
地域活動支援センター	1	1	1	箇所

【取り組みの方向性】

サービス提供事業者の確保や、事業所の場所、送迎の問題等さまざまな課題がありますが、ニーズに対応した体制の整備に努めます。

「れいほく地区障害者自立支援協議会」において、嶺北地域の町村とも情報共有しながら協議していきます。

(7) 町が自主的に取り組む事業

■福祉ホーム事業

【事業内容】

具体的なサービス	実施内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障害のある人が低額な料金で、居室その他の設備を利用できるように、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

現在2人の方が利用しています。今後とも希望者の把握に努め、障害のある人の自立した社会生活の促進を図ります。

【第5期計画の計画量と実績量】

平成21年度より、継続的に2人の方の利用がありました。

サービス	計画量			実績量		見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	
福祉ホーム事業	2	2	2	2	2	2	人(実)

【第6期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	3年度	4年度	5年度	
福祉ホーム事業	2	2	2	人(実)

【取り組みの方向性】

現在利用中の2人の方を見込んでいますが、今後とも対象となる障害のある人の把握に努めます。

■生活訓練等事業（生活支援事業）

【事業内容】

具体的なサービス	実施内容
生活訓練等事業	在宅で生活する重度障害のある人の自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所による身体機能訓練、健康管理指導及びレクリエーション等の各種サービスを提供することにより、障害のある人の心身の充実と社会参加を促進し、福祉の増進を図ります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

在宅で生活する肢体不自由の重度障害のある人の生活改善や身体機能の維持向上を図るとともに、外出する機会を提供し、日中における活動の場を提供することにより、社会参加と心身の充実を図ります。

【第5期計画の計画量と実績量】

現在1名の方が利用しています。

サービス	計画量			実績量			単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	
生活訓練等事業	1	1	1	1	1	1	人（実）

【第6期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活訓練等事業	1	1	1	人（実）

【取り組みの方向性】

対象となる障害のある人等の把握に努め、サービスの利用促進を図ります。

■日中一時支援事業

【事業内容】

具体的なサービス	実施内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

今後、施設入所者や退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行が進むにつれて、サービスを必要とする方が増加する可能性があります。近隣に利用できる事業者が少ないことから、事業者の確保の問題を踏まえ、サービスの充実に努めます。

【第5期計画の計画量と実績量】

平成30年度は3人の方の利用がありましたが、令和元年度からは利用者1人となっています。

サービス	計画量			実績量		見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度	
日中一時支援事業	3	3	3	3	1	1	人（実）

【第6期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	3年度	4年度	5年度	
日中一時支援事業	1	1	1	人（実）

【取り組みの方向性】

対象となる障害のある人等の把握に努め、利用者のニーズに即応できる体制を整えます。

■自動車運転免許取得、自動車改造助成事業

【事業内容】

具体的なサービス	実施内容
自動車運転免許取得 自動車改造助成事業	身体障害者手帳所持者を対象に、普通自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。また、就労等に必要とする自動車の改造に要する経費を助成します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

身体に障害のある人の社会参加を促進することを目的に、引き続き利用者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。

【第5期計画の計画量と実績量】

令和元年度に自動車改造助成の実績が1件ありました。

サービス	計画量			実績量			見込量	単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度		
自動車運転免許取得助成	1	1	1	0	0	0		件
自動車改造助成	1	1	1	0	1	0		件

【第6期計画の計画量】

サービス	計画量（助成件数）			単位
	3年度	4年度	5年度	
自動車運転免許取得助成	1	1	1	件
自動車改造助成	1	1	1	件

【取り組みの方向性】

今後とも、地域におけるニーズを鑑みながら引き続き事業を実施するとともに、制度の周知を行っていきます。

第6章 障がい児福祉計画

第6章 障がい児福祉計画

第1節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害児支援の提供体制を確保するため、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

1 障害児通所支援の提供体制の整備

障害のある児童が地域で生活していくために必要な障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）が利用者及びその家族の希望に添ったものに、児童発達支援センターと連携し、支援の構築を図ります。

2 障害のある児童の居場所の確保

障害のある児童とその家族等、誰もが地域で生活するうえで拠り所となる「集える場所」づくりの推進を図ります。

第2節 令和5年度の数値目標

計画の基本理念の1つである障害のある児童の支援体制の充実に対応するため、障害児通所支援の量を見込むにあたっては、令和5年度を目標年度として次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。



児童発達支援センターの設置

【現状と課題】

障害のある児童に身近な地域で支援を提供する施設として「児童発達支援センター」の設置を、各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本となっております。現在、同じ中央東圏域である南国市の「児童発達支援センターやいろ」がその役割を担っています。しかし、定期的な協議の場の設置などが整備できておらず、密な連携が取れているとはいえない状況です。その為、障害児支援においてのさまざまな面での整備が求められています。

【取り組みの方向性】

本町単独での設置は現状困難であるため、南国市の「児童発達支援センターやいろ」との連携を密にし、本町の障害児支援に関する協議を行っていくことが必要です。



保育所等訪問支援の利用体制の構築

【現状と課題】

保育所等訪問支援については、本町にも嶺北地域においてもサービス提供事業所はなく、嶺北地域全体での課題となっております。現在の利用者については近隣の市町村で提供している事業所での利用となっております。

【取り組みの方向性】

本町もしくは近隣市町村で利用できるようにサービス提供の確保を行うと同時に、児童発達支援センターと連携し、利用体制の構築を図ります。嶺北地域の課題としても「れいほく地区障害者自立支援協議会」において協議していく必要があります。



重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

【現状と課題】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、本町にも嶺北地域においてもサービス提供事業所はなく、嶺北地域全体での課題となっております。

【取り組みの方向性】

本町もしくは近隣市町村で利用できるようにサービス提供の確保を行うと同時に、児童発達支援センターと連携し、利用体制の構築を図ります。嶺北地域の課題としても「れいほく地区障害者自立支援協議会」において協議していく必要があります。



発達障害のある方等に対する支援

【現状と課題】

1歳6か月健診、3歳児健診や教育機関等からの情報提供で発達障害の疑いのある児童を把握し、フォローしています。必要がある際はサービスの利用へと繋げています。

発達障害の早期発見、早期支援には本人及びその家族等への支援が重要であるため、保護者等が子供の発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう、家族に対する支援を充実させていくことが課題です。

【取り組みの方向性】

発達障害のある方への早期発見、早期支援を母子関係部署、教育関係部署と連携の上で進め、発達障害のある方、及びその家族等に対する支援を個々に行います。



医療的ケア児支援の協議の場

【現状と課題】

本町では障害のある児童についての協議は「大豊町障害者自立支援協議会」「れいほく地区障害者自立支援協議会」において関係機関との情報共有や連携を図っています。

【取り組みの方向性】

本町としては既存のケア会議を活用し、構成メンバーや実施体制を整備します。嶺北地域では協議の場として「れいほく地区障害者自立支援協議会」を活用します。



医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【現状と課題】

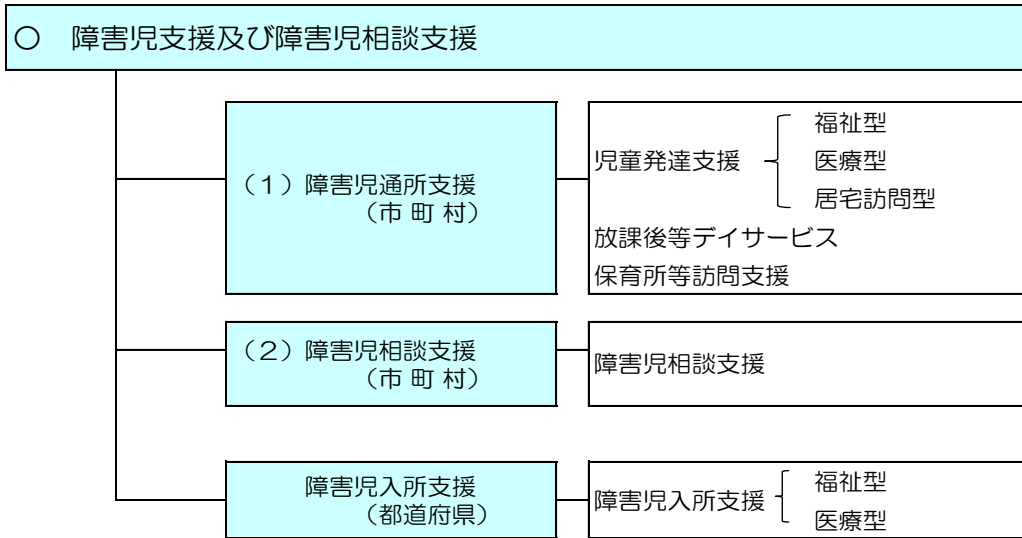
本町では医療的ケア児がおらず、医療的ケア児に関するコーディネーターは設置していません。対象となる児童が現れた際は、関係部署等と連携し個別に対応していきます。

【取り組みの方向性】

取組の方向性としては、大豊町単独での設置は難しいと考えられるため「れいほく地区障害者自立支援協議会」等を活用し圏域で検討していきます。

第3節 個別サービスの見込量と確保のための施策

■サービス事業一覧



(1) 障害児通所支援

【事業内容】

具体的なサービス	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等に加えて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を居宅訪問し行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
障害児相談支援	通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

障害児通所支援については、障害のある児童が健やかに育成されるよう、生活能力の向上や集団生活への適応訓練等のために必要な支援を行います。

【第 1 期障害児福祉計画の計画量と実績量】

児童発達支援は計画量以上の実績量となっています。令和 2 年度には利用者が 3 名となっております。

保育所訪問支援は平成 28 年度に 1 件の実績がありましたが、平成 29 年度以降は利用者がいません。

障害児相談支援については計画量以上の実績量となっています。

その他については、見込みどおり 0 件となっております。

サービス	計画量			実績量			単位
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年7月	
児童発達支援	5	5	5	7	5	18	人日分/月
	1	1	1	2	1	3	人/月
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人日分/月
	0	0	0	0	0	0	人/月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人日分/月
	0	0	0	0	0	0	人/月
放課後等デイサービス	0	0	0	0	0	0	人日分/月
	0	0	0	0	0	0	人/月
保育所等訪問支援	1	1	1	0	0	0	人日分/月
	1	1	1	0	0	0	人/月
障害児相談支援	1	1	1	2	1	3	人/月

【第２期計画の計画量】

サービス	計画量			単位
	3年度	4年度	5年度	
児童発達支援	25	25	10	人日分/月
	3	3	2	人/月
医療型児童発達支援	0	0	0	人日分/月
	0	0	0	人/月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	人日分/月
	0	0	0	人/月
放課後等デイサービス	15	15	15	人日分/月
	1	1	1	人/月
保育所等訪問支援	1	1	1	人日分/月
	1	1	1	人/月
障害児相談支援	1.5	1.5	1.5	人/月

【取り組みの方向性】

障害児通所支援の上記サービスについて、本町や嶺北地域では事業所がありません。

児童発達支援と放課後等デイサービス、保育所訪問支援についてはニーズがあり、見込みを立てておりますが、その他については利用実績、ニーズ共に無いため〇としております。

高知県内でもサービス提供事業所が不足しており、対応が急がれています。県や圏域市町村、相談支援事業所等関係機関と情報交換しながら、障害のある児童とその家族の希望にできるだけ添えるよう体制の整備に努めます。

第7章 障害のある人の保健・福祉に関する行政等の体制

第7章 障害のある人の保健・福祉に関する行政等の体制

1 大豊町高齢者福祉計画等との調整

介護保険制度などの各種制度との関連があるため、大豊町高齢者福祉計画と調整を図りながら本計画を推進します。

2 体制

本計画の推進に当たっては、障がい者団体やサービス事業所など保健・医療・福祉関係者などの関係機関との連携を図ります。

また、障害者自立支援協議会を中心とし障害のある人の権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策についての検討を行うとともに、本計画の進捗についての点検及び評価を行うなど、住民・行政の協働のもと、計画の着実な推進に努めます。

大豊町障害者施策検討委員会委員名簿

氏 名	所属団体等
さ さ き ぶんぞう 佐々木 文三	大豊町身体障害者協議会会長
く ぼ けいすけ 久保 圭介	大豊町社会福祉協議会事務局長
う え た ひろこ 上田 浩子	N P O 法人 れいほくの里どんぐり所長
ふ じ た ゆうしん 藤田 祐伸	障害者就労継続支援B型ワークセンターファースト所長
しまの うち ゆ り こ 島 内 百合子	嶺北地区精神障害者家族会会長
は ら あ ゆ み 原 亜由美	知的障害者相談員
く わ な やすお 葉名 安男	身体障害者相談員
さ か い よしえ 酒井 美枝	中央東福祉保健所 健康障害課長

大豊町
障がい者計画
第6期障害福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

大豊町住民課

〒789-0392 高知県長岡郡大豊町津家 1626 番地
TEL 0887-72-0450（代表）